

# 「善通寺市議会議員及び善通寺市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例(案)」の概要

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、電子投票法<sup>\*1</sup>の規定により、地方公共団体が条例で定めるところにより、その地方公共団体の選挙において、電子投票システム<sup>\*2</sup>を使った投票（以下「電子投票」といいます。）を行うことができます。

この条例は、善通寺市議会議員選挙と善通寺市長選挙における投票を、電子投票により実施するため、新たに制定しようとするものです。

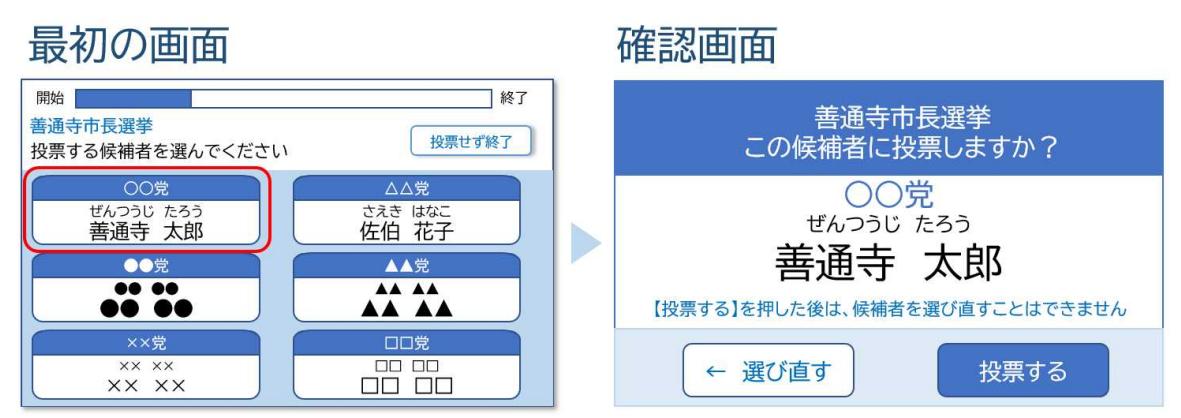
\*1 「電子投票法」の正式名称は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」です。

\*2 「電子投票システム」は、電子投票法に規定する電磁的記録式投票機を指します。

## 1 条例の概要

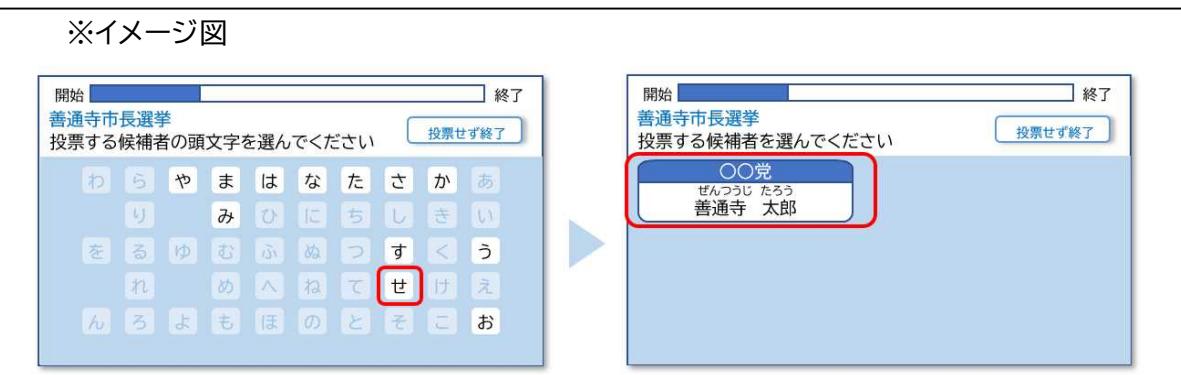
- (1) 善通寺市議会議員選挙と善通寺市長選挙における投票を、電子投票システムを用いて行うこととします。ただし、電子投票法の規定により、点字投票、不在者投票及び仮投票は、これまでどおり投票用紙による投票となります。
- (2) 電子投票システムに候補者の氏名を表示する方法を、全ての候補者の氏名を同時に表示する方法とします。

※イメージ図（候補者が6人の場合）



- (3) 候補者の数が多く、同時に表示できない場合の表示方法についても規定します。

（例）候補者の氏名の最初の文字を、50音表から選択して、その文字から始まる候補者の氏名を表示させる方法



## 2 条例の施行日(効力を発生させる日)

令和8年5月1日とします。

次の善通寺市長選挙（令和8年4月19日執行予定）は、これまでどおり投票用紙による投票となります。

## 3 その他の選挙について

この条例の制定によって電子投票が可能となるのは、善通寺市議会議員選挙と善通寺市長選挙に限られ、その他の選挙についてはこれまでどおり投票用紙による投票となります。

## 4 電子投票について

電子投票には、次のようにメリット・デメリットがあります。

- 選択式の投票であるため、疑問票や按分票が発生しない。
- 投票する人の意思が明確に反映できる。
- 開票に集計ソフトを用いることで、開票に必要な人数や時間を削減できる。
- × 電子投票システムの導入のための費用がかかる。
- × 機器トラブルなどの対応方針を定める必要がある。

電子投票法は平成14年に施行され、岡山県新見市において、全国初の電子投票が実施されました。その後、複数の地方公共団体で電子投票による選挙が25回実施され、直近では、令和6年12月に大阪府四条畷市において実施されています。また、令和8年3月1日には、宮崎県新富町においても電子投票が予定されるなど、全国でも電子投票の実施が進んできています。

電子投票を実施することで、書き間違いなどによる無効票や疑問票を防止でき、投票する人の意思をより明確に反映できること、選挙結果を早く知ることができるなど、投票をする人だけでなく、事務負担の軽減にもつながります。

近年目覚ましく進展するデジタル化のメリットを最大限活用し、市民・職員互いの利便性を図るため、善通寺市においても電子投票の導入に向け、本条例を制定しようとするものです。